

工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）FAQ

No	簡素化／統一化	工事書類名称	質問	回答
1	簡素化	No.16事前協議チェックシート	事前協議チェックシートにおいて、書類名称が示されています。 例えば、チェックシート上で「No.20施工計画書」とされていますが、情報共有システムから電子データ化しようとする、この名称では保存できない仕様となっているシステムがあります。情報共有システム上での簡素化に合わせた修正が行えるのか、もしくは当面はチェックシート上でシステムが出力する書類名称に変更する必要があるのか、について考え方を教えてください。	事前協議チェックシートと提出書類の書類名称に整合が図られていれば、かまいません。 なお、事前協議チェックシート上の「No」は、工事書類簡素化ガイドラインとの整合を確認しやすくするために記載しているものであり、情報共有システムから出力される工事書類データの名称に「No」が付いている必要はありません。
2	簡素化	No.62出来形管理表及び出来形管理図 No.64品質管理表及び品質管理図	出来形及び品質管理図は10点未満の場合、基本的に提出不要とされているが、施工管理ソフトで作成している場合、入力したデータから管理図と管理表が「管理図表」として1枚に自動作成されるソフトも存在します。このケースでは過不足の「過」に該当し、工事成績評定で評価されないのでしょうか。	過不足を避けるために、「施工管理ソフトから半ば自動作成された書類において、部分的に削除する作業を求める」ことは簡素化の主旨に逆行することから、提示いただいたケースで提出された工事書類は、「過」に該当しないものと解釈いただいてもかまいません。
3	簡素化	No.34経緯表	定型フォーマットも、独自体裁での協議経過の一覧も出力できない情報共有システムを利用している場合、経緯表の作成は誰が行うのでしょうか。	前提として経緯表は検査対象書類としていないことにご留意ください。その上で、どうしても経緯表（又はそれに準ずるもの）が必要である場合は、受発注者で協議し、作成者を決めてください。
4	統一化	全体（様式番号について）	様式の上部に記載されている様式番号（様式一〇）は、消して提出してよいのでしょうか。	様式番号を消して提出いただいてもかまいません。
5	簡素化	全体（建築工事について）	工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）の「はじめに」において、「令和7年4月1日以降起工起案する工事から適用します」と記載がありますが、建築工事は対象となるのでしょうか。	建築工事は、工事書類簡素化ガイドラインの対象外です。 なお、建築工事の工事書類関係については、「長野県管轄工事の手引き」をご活用ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/shisetsu/tebiki.html
6	簡素化	No.24施工体制台帳	建設工事の請負契約に該当しないため、「交通誘導員、産業廃棄物処理、ダンプ等運搬（運搬のみ）、立木の伐採（伐根、集積、積込を含まない）」については、施工体制台帳の作成は不要ですが、契約書の写しは提出が必要だと理解しています。 一方、P17「参考（No.24～26関係）」では、施工体制台帳の添付書類として不要な書類の事例として、「警備業者との契約書」が例示されていますが、どちらが正しいのでしょうか。	工事書類簡素化ガイドラインNo.24に記載のとおり、交通誘導員は、「施工体制台帳の作成」は不要ですが、「契約書の写し」は発注者に提出してください。

工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）FAQ

No	簡素化／統一化	工事書類名称	質問	回答
7	簡素化	No.25再下請負通知書	「No.25 再下請負通知書」では、国交省通知（抜粋）において、「…作成建設業者が自ら記載してもよいし、各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。…」とされています。 従って、作成建設業者が自ら作成した台帳が提出されていれば、再下請負通知書の提出は不要と理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	簡素化	No.26下請契約書写し等	「No.26 下請契約書の写し」の提出にあたり、あわせて下請業者から提出された「資格を証する書類」も提出してよいでしょうか。不要な書類を提出したとみなされないでしょうか。	「施工体制台帳の作成等について（通知）（最終改正R4.12.28）」において、「施工体制台帳への資格者証等の添付は、作成建設業者（元請業者）が配置した技術者分のみ添付すればよい（要約）」とされています。 一方で、元請業者の業務上、書類の選別作業が大きな負担となっている実情を踏まえ、施工体制台帳の作成段階に下請業者から提出された書類に限っては、発注者へ提出したとしても「不要な書類」を提出したとはみなしません。
9	簡素化	全体（不要な書類とは）	工事書類簡素化ガイドラインのP1に、『不要な書類の提出があった場合には、工事成績評定要領 審査項目別運用表の…「工事関係書類を事前協議に基づき、過不足なく作成していることが確認できる」の項目にチェックが入りません。※減点ではありません』との記載がありますが、「不要な書類」の定義を教えてください。	長野県発注工事における「不要な書類」とは、次のどちらにも該当する書類を指します。 ①工事書類簡素化ガイドラインにおいて、提出が不要とされている書類 ②書類の提出が、受発注者双方の業務効率化につながっていない書類